

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) ページ

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 二

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十九号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第一号の表翻訳・通訳専門職の項の次に次のように加える。

多文化共生推進専門職

月額

一七四、八〇〇円

付則第二項の表翻訳・通訳専門職の項の次に次のように加える。

多文化共生推進専門職

一七四、八〇〇円

一六九、二六四円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

